

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

観音寺市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

香川県観音寺市

3 地域再生計画の区域

香川県観音寺市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、1985年の69,308人をピークに減少を始めるとともに現在も減少傾向が続いており、住民基本台帳によると2025年1月1日時点における人口は56,361人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の2023年の推計（以下「社人研推計準拠（2023）」という。）によると、この傾向は変わらず2045年には42,308人、2065年には30,759人へ減少すると予測されている。

年齢3区分別人口についてみると、年少人口は一貫して減少し続けており、1980年の14,672人と比べ、2020年では6,689人となっており、7,983人（54.4%）減少している。生産年齢人口は1990年代前半のバブル経済期までは横ばいで推移していたものの、1995年に42,396人となって以降は減少傾向にあり、2020年には30,577人まで減少している。一方で、老年人口については逆に増加を続けており、2020年には19,433人となっている。ただし、社人研推計準拠（2023）によると2030年には18,771人となって以降は老年人口についても減少しはじめ、全国より30年も早く「第三段階：老年人口も減少する時期」へと入っていくことが見込まれている。

自然増減については、1996年に死亡数667人が出生数595人を72人上回る「自然減」となって以降、継続して「自然減」の傾向が続くとともに2004年以降はその減少幅が拡大して推移し、2023年では出生数315人、死亡数914人で自然減599人となっている。少子化を表す指標である合計特殊出生率については、1988年～1992年は1.72で全国平均と県内平均を上回っていたが、2008年～2012年には1.53と

なり、全国平均は上回っているものの県内平均を下回った。その後、2018年～2022年では1.59となっており、再び全国平均と県内平均を上回っている。

社会増減について見ると、1994年に転入者数2,248人、転出者数2,491人で社会減243人となって以降、自然増減と同様に減少傾向での推移が続き、2023年には社会減66人となっているが、特に15～19歳、次いで25～29歳の年齢層で人口流出が多くなっており、このような状況が続くと地域コミュニティの機能低下や学校の統廃合、生活関連サービスの縮小や地域公共交通の縮小・撤退等の状況に陥ることが懸念され、これらの喫緊の課題に対し、速やかに対応策を講じていく必要がある。

上記のような状況において、的確に課題に対応していくべく人口増減に与える影響を人口動態から分析した結果を踏まえたところ、本市においては自然増減よりも社会増減のほうが人口に与える影響度は高いことが分かることから、若年層の人口流出の抑制（特に15～49歳の女性）、転入増加施策に取り組むことが、特に重要であると考えられる。また、これに加えて人口構造のさらなる高齢化を抑制するべく出生率の上昇の施策等、自然増へ向けた施策についても合わせて取り組んでいくことが重要である。

具体的には、社会減を可能な限り抑制するために、人口流出がとりわけ多い15～19歳及び25～29歳の年齢層について転出を最低限に抑えることはもちろん、都市圏等での離職を転機にUターンする人やUJIターンの意向がある大学生等に対してきめ細やかな情報提供や移住相談を行うとともに、地域の雇用創出や生活環境の整備等の受け皿を充実させることにより、住みやすく魅力のある地域づくりを推進する必要がある。

以上の現状と課題を踏まえ、人口減少に歯止めをかけバランスのとれた人口構造の確立をめざすと同時に、人口減少と地域経済の縮小が継続する状況下にあっても持続可能な地域社会を構築するべく、以下の4つの基本目標を本計画期間における基本目標として掲げ、デジタル技術等人的資源を補完するツールも活用しながら地方創生を推進していくと同時に、下記の視点で施策を実行していく。

- (1) 地域産業の活性化が重要であり、地域の強みを活かした新たな活力と付加価値を生み出す成長産業の育成・集積に積極的に取り組み、本市の魅力を高める。
- (2) 人口減少社会に適応するため、自然や文化等、地域資源を活かした観光・交流の拡大、安心して暮らせる環境整備や交通網、生活インフラの適正化と維持を

図る。

- (3) AI、IoT等のデジタル技術の活用により、様々な分野におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、市民サービスの向上を図るとともに魅力あるまちづくりに取り組む。
- (4) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、その理念である「誰一人取り残されない社会の実現」を踏まえ、SDGsを原動力として地方創生を推進する。
- (5) 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す「関係人口」を地方創生の原動力として活用する。
- (6) 市民やNPO（特定非営利活動法人）、企業等の民間事業者や教育機関などあらゆるステークホルダーと連携し、地方創生を推進する。

【基本目標】

- ・基本目標1 活力と魅力あるしごとづくり
- ・基本目標2 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり
- ・基本目標3 新たな交流を生むまちづくり
- ・基本目標4 持続可能なまちづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	就業者数（国勢調査） ※非正規、外国人を含む	27,327人	29,500人	基本目標1
イ	合計特殊出生率	1.69	1.70	基本目標2
イ	子育てしやすいまちだと 思う人の割合	42.7%	60.0%	基本目標2
ウ	観光客数	117万人	160万人	基本目標3
エ	住宅の新築戸数	230戸	250戸	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

観音寺市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 活力と魅力あるしごとづくり事業

イ 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり事業

ウ 新たな交流を生むまちづくり事業

エ 持続可能なまちづくり事業

② 事業の内容

ア 活力と魅力あるしごとづくり事業

市外に流出している人の流れ、とりわけ顕著である10・20代の若年層の流出に歯止めをかけるため、地域の強みを活かした成長産業の育成や企業誘致等により、雇用の場を確保するほか、若者が働きたいと思える就業環境をつくる。

【具体的な事業】

・ 産業の成長を支える人材の育成・確保

（意欲的な担い手や後継者の育成・確保）

・ 起業創業支援や企業誘致の推進

・ 地域産業の競争力強化

等

イ 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり事業

結婚、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた支援を充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進める。また、本市の未来を担う子どもたちの教育を推進していくために地域ぐるみで取り組む。

女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現する。

家庭や地域、職場等、あらゆる場面で女性がいきいきと活躍できるまちづくりを推進する。

【具体的な事業】

- ・ 子どもの成長を支える
- ・ 子育て支援・共同子育て推進
- ・ 誰もが活躍できるまち
- ・ 女性が働きやすい職場環境の整備
- ・ 結婚を希望する男女を応援する環境づくりの推進 等

ウ 新たな交流を生むまちづくり事業

文化、芸術、自然、食等、独自の地域資源を活用した積極的な情報発信を行うとともに、おもてなしの心を持った誘客活動により交流人口を拡大する。

本市への移住・定住を促進するための取組を香川県や近隣自治体等と連携して進めるとともに、市内小中学校、高等学校及び大学等との連携を強化して、地域課題を解決していく。

【具体的な事業】

- ・ 観光・交流人口の拡大
- ・ 関係人口の創出
- ・ 学校との連携
- ・ 移住希望者に向けての情報発信及びフォロー 等

エ 持続可能なまちづくり事業

持続可能なまちをつくるため、人と人とのネットワークを強化することにより、豊かなコミュニティの形成を図る。また、都市・集落・コミュニティの機能を高めるとともに、集約拠点の機能強化や集約拠点間の連携強化、他市との広域連携の推進を図ることで効率的な市民サービスの提供に努める。

【具体的な事業】

- ・ 周辺市町との連携
- ・ 地域コミュニティの活性化
- ・ 住民の住みやすさ向上

- ・ 情報提供と広聴広報活動の強化
- ・ デジタル行政の推進

等

※ なお、詳細は観音寺市地方創生総合戦略のとおり。

- ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））
4の【数値目標】に同じ。
- ④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）
毎年度7月頃に外部有識者等による効果検証を行い、事業評価を行う。検証後、速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。
- ⑤ 事業実施期間
2025年4月1日から2028年3月31日まで

5-3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：

【E2001】

- ① 事業の名称
5-2の①事業の名称に同じ。
- ② 事業の内容
5-2の②事業の内容に同じ。
- ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））
4の【数値目標】に同じ。
- ④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）
5-2の④事業の評価の方法（P D C Aサイクル）に同じ。
- ⑤ 事業実施期間
5-2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2028年3月31日まで